

「重要なお知らせ」および「契約締結前交付書面」の 記載内容不備のお詫びと訂正のお知らせ

2024年8月23日
ジブラルタ生命保険株式会社

このたび、弊社「外貨建保険」「変額保険」および「市場金利リスクを有する保険」*1にお申し込みいただいたお客さまにお渡ししております冊子「重要なお知らせ」*2「契約締結前交付書面」*3につきまして、記載内容の一部に法定要件を満たしていない不備があることが判明いたしました。記載内容の不備の概要と今後の対応につきまして、下記の通りご報告申し上げますとともに、記載内容を訂正いたします。

なお、この記載内容の不備は、すでにお渡ししております保険証券や弊社からお客さまへお支払いする保険金額等に変更を生じさせるものではなく、保障内容を始めとすご契約内容の変更や追加の費用をご負担いただくことはございません。また、お客さまにおいて新たにお手続きいただく必要もございません。

このような事態が発生し、お客さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことのなきよう、再発防止に努めてまいります。何卒ご寛容賜り、引き続きお引立てくださいますようお願い申し上げます。

*1 通貨指定型個人年金保険、積立利率更改型一時払終身保険、積立利率更改型一時払終身保険(23)、豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)

*2 弊社ライフプラン・コンサルタントからご契約いただいたお客さまにお渡しした「重要なお知らせ」が対象となります。

*3 代理店からご契約いただいたお客さまにお渡しした「契約締結前交付書面」が対象となります。

記

1. 記載内容の不備の概要

(1) 損失リスクに関する文言の記載不備(該当する書面:「重要なお知らせ」「契約締結前交付書面」)

「重要なお知らせ」「契約締結前交付書面」の一部の箇所について、損失リスクに関する文言(「損失が生じるおそれがあります」)が、法令等*が定める場所(冒頭)および文字の大きさ(日本産業規格Z8305に規定する12ポイント以上)で記載されていません。

※保険業法施行規則第234条の21第3項等において、お客さまの判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを契約前に交付する書面の最初に平易に記載することとなっている事項を指します。

(2) 文字の大きさの不備(該当する書面:「重要なお知らせ」「契約締結前交付書面」)

「重要なお知らせ」「契約締結前交付書面」の一部の説明文について、法令等*が定める所定の大きさ(12ポイント)に満たない大きさで記載されています。なお、本記載内容の不備は、記載箇所の文字の大きさが法定要件を満たしていないものであり、記載内容に誤りや漏れはございません。

	10ポイント	10.5ポイント	11ポイント	12ポイント
ご参考:文字の大きさ	あ	あ	あ	あ

※保険業法施行規則第234条の21第2項等において、お客さまの分かりやすさ等の観点で、日本産業規格Z8305に規定する12ポイント以上の大きさの文字・数字で表示することとなっている事項を指します。

2. 今後の対応

今回の事態を深刻に受けとめ、原因調査と再発防止を進めてまいります。また、ご契約をいただいているお客さま※には、改めて本事象をご説明する通知をお送りさせていただきます。

今回の対応に伴い、お客さまに新たなお手続き等は一切発生いたしませんが、ご不明な点やご不安な点がございましたら、以下に記載しております弊社コールセンターにお問い合わせください。

お客さまにご心配とご迷惑をおかけしますことを改めてお詫び申し上げますとともに、今後同様の事象が発生しないよう、一層の業務体制の強化に努めてまいります。

※2024年8月末時点で対象となる商品をご継続いただいているお客さま

【お問い合わせ先】

ジブラルタ生命保険株式会社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 コールセンター（通話料無料）		
【弊社ライフプラン・コンサルタントからご契約いただいたお客さま】		【代理店からご契約いただいたお客さま】
(一般のお客さま)	0120-37-2269 (教職員のお客さま)	0120-37-9419 0120-78-2269
[受付時間] 平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00 (日・祝・年末年始を除く)		
ホームページアドレス: https://www.gib-life.co.jp/		

3. 対象となる書面 / 対象商品 / 該当箇所 (具体的な該当箇所と内容は別紙にてご確認をお願いいたします)

書面	対象商品	該当箇所
重要なお知らせ (重要事項説明書) (契約概要/注意喚起情報) 弊社ライフプラン・コンサルタントからご契約いただいたお客さま	I 別紙1 P1-3 【損失リスクに関する文言の記載不備】 ・お申込日が2016年4月以降の 「通貨指定型個人年金保険」 「積立利率更改型一時払終身保険」 ・お申込日が2014年10月~2015年10月の 「豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)」	【損失リスクに関する文言の記載不備】 契約概要*4の「商品の仕組みと特徴について」の箇所
	II 別紙2 P4-12 【文字の大きさの不備】 ・お申込日が2019年12月以降の 「外貨建保険」 「変額保険」 「市場金利リスクを有する保険」	【文字の大きさの不備】 注意喚起情報*5の「ご契約にかかる費用」についての説明文
契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 代理店からご契約いただいたお客さま	III 別紙3 P13-21 【損失リスクに関する文言の記載不備】 ・お申込日が2016年4月以降の 「米国ドル建養老保険」 「積立利率更改型一時払終身保険」 「積立利率更改型一時払終身保険(23)」 「通貨指定型個人年金保険」 ・お申込日が2014年10月~2015年10月の 「豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)」	【損失リスクに関する文言の記載不備】 契約概要*4の「商品の仕組みと特徴について」の箇所

*4 お客さまが保険商品の内容を理解するために特に説明すべき必要な情報・事項を記載した書面で、商品の具体的な契約内容や契約条件等を説明する際に使用される資料。

*5 お客さまがお申込にあたって特に注意すべき情報・事項を記載した書面で、お申込にあたっての注意喚起に際して使用される資料。

- ・ 契約概要、注意喚起情報の文言につきましては、お申込みいただいた時期等により一部異なる場合がございますが、法令に基づきお客さまにお伝えすべき情報は漏れなく記載されております。
- ・ 訂正内容を次頁以降でご説明いたします。

以上

【重要なお知らせ(重要事項説明書)(契約概要/注意喚起情報)】

※弊社ライフプラン・コンサルタントからご契約いただいたお客さま

I 「通貨指定型個人年金保険」「積立利率更改型一時払終身保険」「豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)」の契約概要(商品の仕組みと特徴について)において損失リスクに関する文言(「損失が生じるおそれがあります」)が、法令等が定める場所(冒頭)に記載されていない。

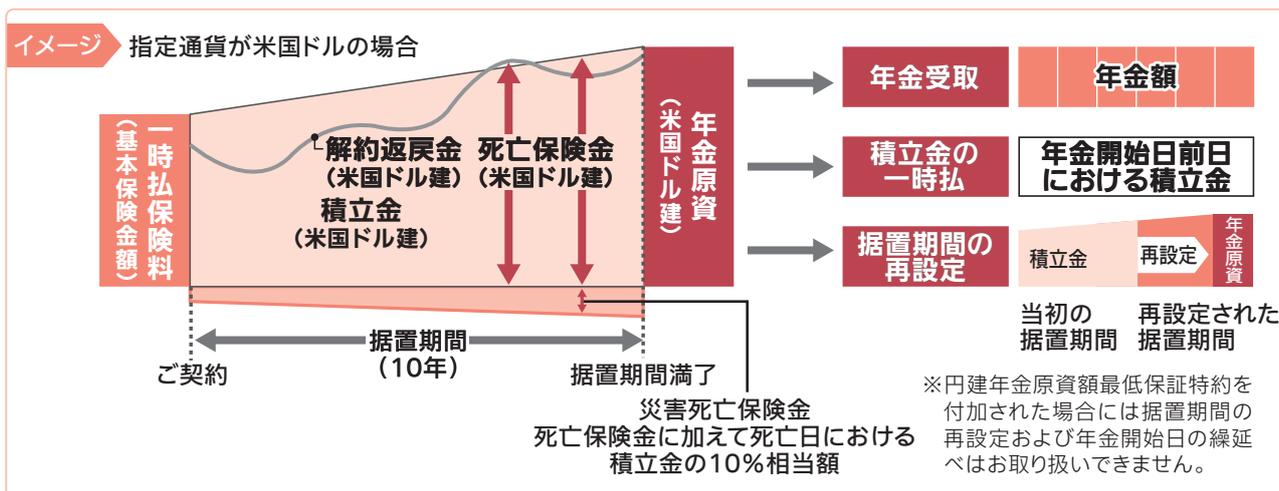
2019年12月時点の状態を元にした記載

契約概要 【外貨建】

主契約

通貨指定型個人年金保険

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、ご契約時に保険料を一時払でお払い込みいただき、年金開始日以後に毎年一定額の年金をお受け取りいただける生命保険です。
 - 一時払保険料や年金、死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は、保険契約締結の際、契約者が指定した通貨(米国ドル・ユーロ・豪ドル・円)で行います。一時払保険料は、指定通貨が外貨の場合でも、円で払い込むことができます。また指定通貨が外貨の場合でも、年金、死亡一時金、保険金、解約返戻金または積立金は、ご請求時にお申し出いただくことで円で受け取ることができます。(年金、死亡一時金については、円支払特約により円でお受け取りとなりますので、指定通貨でお受け取りを希望する場合は、年金開始日前日までにお申し出ください。)
 - この保険は指定通貨が外貨の場合に、保険料を円で払い込む、または年金受取総額等を円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金受取総額等を
- お払い込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、解約時に市場価格調整が行われます。また、据置期間中に解約される場合は、解約控除がかかります。このため、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**
 - 積立利率は所定の指標金利*に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点の積立利率を据置期間の満了日まで適用します。
※積立利率は据置期間により異なります。
 - 積立利率は、所定の期間における各指定通貨の指標金利*の平均値に、最大0.5%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から、保険関係費用を差し引いた利率とします。
 - 積立利率は年0.05%が最低保証されます。(円建年金原資額最低保証特約または死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合は、0.05%を下回ることがあります。)

*指標金利(据置期間10年の場合)

指定通貨	指標金利
米国ドル	金利スワップレート10年物 米国ドル - 米国ドル買値
ユーロ	金利スワップレート10年物 ユーロ - ユーロ買値
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り
円	残存期間10年の日本国債の流通利回り

※指標金利は指定通貨および据置期間によって異なります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

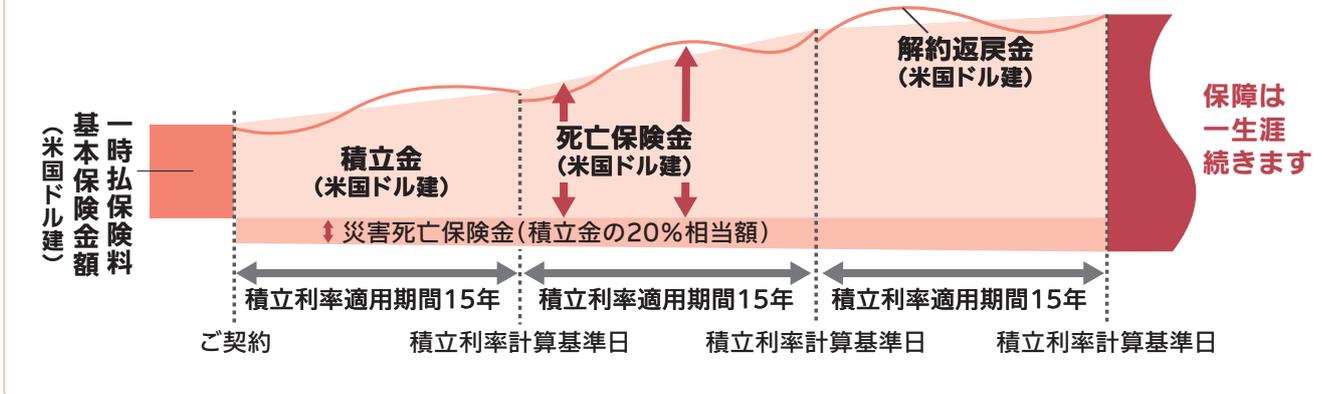
契約概要 【外貨建】

主契約

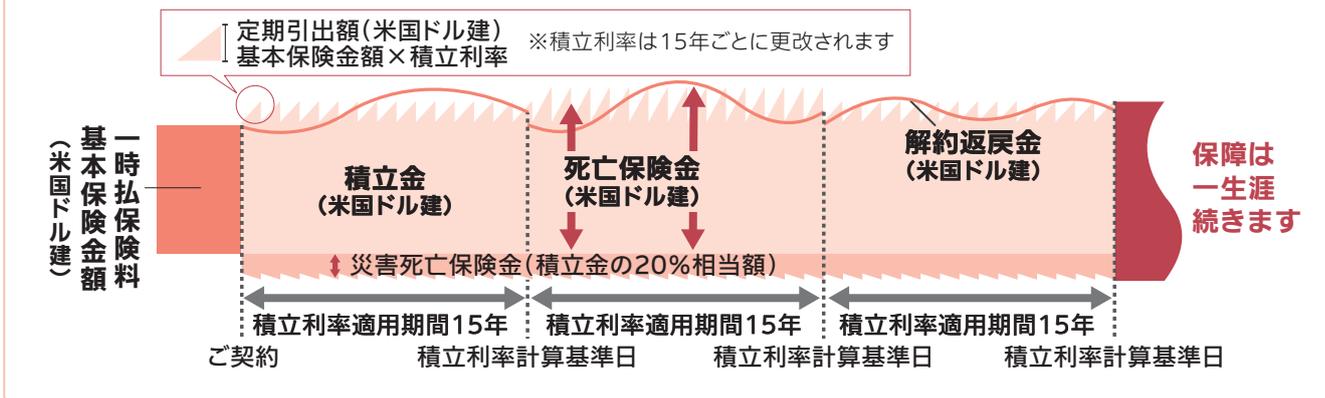
積立利率更改型一時払終身保険

1 商品のしくみと特徴

イメージ 基本タイプ=積立金定期引出特約が付加されていないタイプ(運用通貨が米国ドルの場合)



イメージ 積立金定期引出タイプ=積立金定期引出特約が付加されているタイプ(運用通貨が米国ドルの場合)



- この商品は、ご契約時に保険料を一時払でお払い込みいただき、万一の保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨(米国ドル・円)で行います。一時払保険料は、運用通貨が外貨の場合でも、円で払い込むことができます。また運用通貨が外貨の場合でも、死亡保険金、解約返戻金は、ご請求時にお申し出いただくことで円で受け取ることができます。
- この保険は運用通貨が米国ドルの場合、米国ドルを円に換算するときを為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払い込みいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、解約時に市場価格調整が行われます。また、契約日から経過10年未満で解約する場合は、解約控除がかかります。このため、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**
- 積立金は、積立利率に応じて増加します。
- 積立利率は所定の指標金利[※]に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。
- 積立利率は契約日(一時払保険料が当社に着金した日と告知日のいずれか遅い日)の利率を直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から15年ごとの年単位の契約応当日)の前日まで適用します。その後、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されます。
- 積立利率は、所定の期間における運用通貨の指標金利[※]の平均値に、最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から、保険関係費用を差し引いた利率とします。
- 積立利率は年0.05%が最低保証されます。

※指標金利(積立利率適用期間15年の場合)

運用通貨	指標金利
米国ドル	金利スワップレート15年物 米国ドル - 米国ドル買値
円	残存期間15年の日本国債の流通利回り

特に重要なお知らせ 契約概要

主契約

●リタイアメント・インカム プラス(豪ドル建)
(豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付))

この「契約概要(リタイアメント・インカム プラス(豪ドル建)(豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付))」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、引受条件(保険金額等)等お客様の申込内容については、申込書(控)等をお渡しいたしますのでご確認をお願いいたします。

① 商品の仕組みと特徴について

●この商品は、第1保険期間中に保険料のお払込みを行い、第2保険期間中には積立金に市場金利に基づく利率を適用して積立て、年金開始日以後は年金を支払う仕組みの生命保険です。年金額はご契約時に定めた基本年金額と第2保険期間中の運用実績に応じた増加年金額を合算した金額となります。

※増加年金額は、年金開始日における基礎率等に基づいて計算されるため、ご契約時点で定まるものではありません。

●ご契約後、年金開始日の前日までの期間(死亡保障期間)

に死亡されたり、高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

●第2保険期間開始日または積立利率計算基準日に、積立利率適用期間に応じた積立利率がそれぞれ設定されます。積立利率は原則10年ごとに更改され、適用された積立利率は、それぞれの積立利率適用期間中変更されることはありません。

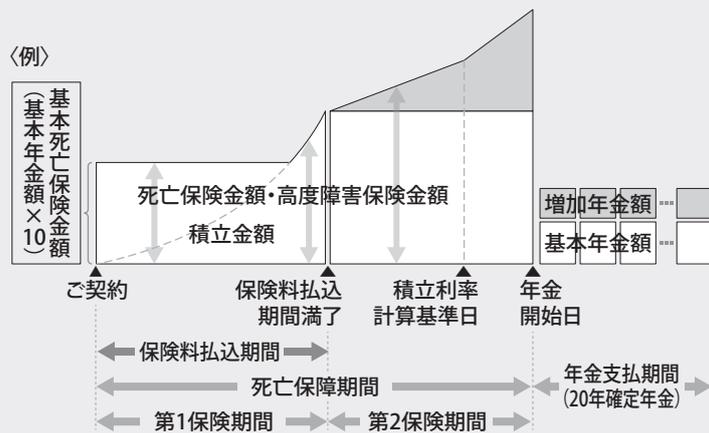
※積立利率は当社所定の指標に基づき毎月2回(1日と16日)設定されます。

●保険料や保険金などが豪ドル建てとなっているため、払込む保険料や受取る保険金などの円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

※この保険は円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払込みになります。

●ご契約締結後、以降の保険料を前納することができます。(前納保険料は「豪ドル」でのお払込みも可能です。)この場合、原則、残りの払込期間に対応する保険料を全て前納する場合のみのお取扱いとなります。また、ご契約から一定期間は前納のお取扱いができません場合があります。

●この保険は、契約日から10年以内に解約(減額)した場合、解約控除がかかります。また、第2保険期間中に解約(減額)した場合、市場価格調整が行われ、**損失が生じるおそれがあります。**



② 主な保障内容について

	給付名称	お支払事由
死亡保障期間 (第1保険期間・ 第2保険期間*1・ 繰延べ期間*2)	死亡保険金*3	被保険者が死亡保障期間中に死亡されたとき
	高度障害保険金*3	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、死亡保障期間中に所定の高度障害状態になったとき
年金支払期間	年金*4・5	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき
	死亡一時金*3	被保険者が、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき

※1.当社所定の期間および被保険者年齢の範囲内で、当社の承諾を得て、年単位で年金開始日の繰上げおよび繰下げをすることができます。第2保険期間開始日から繰上げ後・繰下げ後の新たな年金開始日までの期間が、新たな第2保険期間となります。

※2.年金開始日前、かつ、1回に限り、年金開始日の翌日から1年を限度として、当社所定の期間および年齢の範囲内で年金開始日の繰延べを行うことができます(お申し込み時の繰延べ期間のご指定はできません)。

※3.お支払事由に該当し、保険金または死亡一時金が支払われた場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。)

※4.年金種類は20年確定年金です。

※5.年金額が当社所定の上限金額を超えるときは、これを超える年金額に対応する積立金額をご契約者に一時金でお支払いします。

【重要なお知らせ(重要事項説明書)(契約概要/注意喚起情報)】

※弊社ライフプラン・コンサルタントからご契約いただいたお客さま

II 注意喚起情報の「ご契約にかかる費用」の説明文について、法令等が定める所定の大きさ(12ポイント)に満たない大きさで記載されている。

2024年8月時点の状態を元にした記載

注意喚起情報
【外貨建①】■米国ドル建終身保険 ■ドリーム・ゲート ■どるフィン
■米国ドル建リタイアメント・インカム ■ハーベストプラス

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額^{*1})の際にご負担いただく費用」がかかります。

① 保険関係費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が、積立金等として積み立てて運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締

結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

② 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料等を円*で入金する場合	為替交換手数料:0.5円/1米国ドル ^{*2} 円入金用の当社所定の為替レート ^{*3} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を円でお受け取りいただく場合	為替交換手数料:0.01円/1米国ドル ^{*2} 円支払用の当社所定の為替レート ^{*3} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を米国ドルでお受け取りいただく場合	諸手数料 ご利用される金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客様負担となる諸手数料 ^{*4} が必要な場合があります。

* 米国ドルで入金可能な取り扱いがある場合に米国ドルで入金する場合は、ご利用される金融機関により、お客様がご負担される送金手数料とは別に、お客様負担となる諸手数料^{*4}が必要な場合があります。

③ 年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

ハーベストプラス	受取年金額の1.0% ^{*2} 年金開始日以後、上記に該当する金額を年金支払日に年金原資より控除します。
保険金等の支払方法の選択に関する特約による取り扱い	
米国ドル建 リタイアメント・インカム	受取年金額の1.0% ^{*2} 年金開始日以後、上記に該当する金額を年金支払日に積立金より控除します。なお、米国ドル建リタイアメント・インカムの年金月額は費用控除後の金額となっています。

4 解約(減額^{※1})の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満かつ
保険料払込期間中に
解約(減額^{※1})された場合

保険料払込年月数に応じた所定の金額(解約控除)解約日(減額日)の責任準備金額・積立金額から、上記を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込年月数・保険金額・年金月額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

ハーベストプラスの解約控除率

経過期間(年月数)*	解約控除率
10カ月以下	50%
11カ月～9年11カ月	$5\% \times (120 - \text{経過年月数}) / \text{経過年月数}$
10年以上	解約控除なし

*経過期間(年月数)は、保険料の払い込みのあった期間(年月数)によります。

※1 ハーベストプラスについては、保険料の減額に伴う解約返戻金の払戻はありません。

※2 2024年2月現在。将来変更される可能性もあります。

※3 当社所定の為替レートは三井住友銀行の為替レートにより決定します(2024年2月現在)。

※4 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。
詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

2 「為替リスク」についてご確認ください

この保険は、米国ドル建商品です。お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

※円入金用の為替レートと円支払用の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

注意喚起情報 【外貨建②】

- 米国ドル建終身保険(低解約返戻金型) ■ 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)
- 米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。

① 保険関係費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が、積立金等として積み立てて運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約

の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

② 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料等を円*で入金する場合	為替交換手数料:0.5円/1米国ドル ^{※1} 円入金用の当社所定の為替レート ^{※2} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を円でお受け取りいただく場合等	為替交換手数料:0.01円/1米国ドル ^{※1} 円支払用の当社所定の為替レート ^{※2} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を米国ドルでお受け取りいただく場合	諸手数料 ご利用される金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客様負担となる諸手数料 ^{※3} が必要な場合があります。

* 米国ドルで入金可能な取り扱いがある場合に米国ドルで入金する場合は、ご利用される金融機関により、お客様がご負担される送金手数料とは別に、お客様負担となる諸手数料^{※3}が必要な場合があります。

③ 年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

保険金等の支払方法の選択に関する特約による取り扱い	受取年金額の1.0% ^{※1} 年金開始日以後、上記に該当する金額を年金支払日に年金原資より控除します。
介護保険金割増年金支払特約による取り扱い	

※1 2024年2月現在。将来変更される可能性もあります。

※2 当社所定の為替レートは三井住友銀行の為替レートにより決定します(2024年2月現在)。

※3 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

2 「為替リスク」についてご確認ください

この保険は、米国ドル建商品です。お払い込みや受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

※当社所定の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

注意喚起情報 【変額保険】

- 変額保険(有期型)保険料払込免除ベーシック
- 変額保険(有期型)保険料払込免除ワイド

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、ご負担いただく以下の費用がかかります。

① 保険関係費用

① 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。		①、②のⅡ型および⑤の費用は、被保険者の年齢・性別等によって異なります。また、⑤の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、①、②のⅡ型および⑤の費用を具体的な金額や割合で一律には記載できません。
② 保険料払込免除に関する費用	Ⅰ型(保険料払込免除ベーシック)		
	0.20%	特別勘定に繰り入れる際に保険料に対して左記割合をその保険料から控除します。	
③ 特別勘定の管理に必要な費用	Ⅱ型(保険料払込免除ワイド)		
	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。		
④ 基本保険金額保証に関する費用	年率 0.50%	毎日、積立金額に対して左記年率を積立金から控除します。	
⑤ 死亡保障等に必要な費用	年率 0.25%		
⑤ 死亡保障等に必要な費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。		

② 解約(減額)および払済変額保険(有期型)^{*1}・一時払定額養老保険^{*1}への変更の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約(減額)および払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険へ変更された場合

保険料払込年月数に応じた所定の金額(解約控除)計算基準日の前日末の積立金額から上記を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は基本保険金額・契約年齢・性別・保険料払込年月数等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

③ 積立金の移転(スイッチング)^{*2}の際にご負担いただく費用

1保険年度^{*}に12回をこえる積立金の移転(スイッチング)を行った場合

1回につき1,000円
年13回目以降の積立金移転時に積立金額から上記を控除します。

*契約(応当)日からつぎの契約応当日の前日までの期間です。

4 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

運用関係費用をご負担いただきます。

株式型	日本株式 Indexファンド	年率0.039% (税抜)	信託報酬(費用) ^{※3} として、毎日、投資信託の純資産額に対して左記年率を投資信託の純資産額から控除します。
	米国株式 Indexファンド	年率0.065% (税抜)	
	世界株式 Indexファンド	年率0.065% (税抜)	
債券型	日本債券 Indexファンド	年率0.130% (税抜)	運用関係費用は信託報酬(費用)のほか、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって異なるため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を一律には記載できません。またこれらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットバリューに反映することになります。したがって、これらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。
	世界債券 Indexファンド	年率0.065% (税抜)	
REIT型	世界REIT Indexファンド	年率0.130% (税抜)	
バランス型	バランスファンド	年率0.130% (税抜)	

5 年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

保険金等の支払方法の選択に関する特約による取り扱い

受取年金額の1.0%^{※4}

年金開始日以後、上記に該当する金額を年金支払日に年金原資より控除します。

- ※1 払済変額保険(有期型)、一時払定額養老保険への変更は2024年10月から取り扱いを開始します。
- ※2 積立金の移転(スイッチング)を行う場合には、移転先として選択する特別勘定が異なるベンチマーク(基準となる指標)やリスクの種類も異なることにご注意ください。
- ※3 信託報酬(費用)の年率は、運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性もあります(2024年2月現在)。
- ※4 2024年2月現在。将来変更される可能性もあります。

注意喚起情報 【外貨建】

通貨指定型個人年金保険

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金・遺族年金支払中にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。

① 保険関係費用

お払い込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、ご契約時に適用された積立利率で運用します。

積立利率は、下表①～⑤を合計した保険関係費用を差し引いた利率となります。(④・⑤は該当する場合のみ)

全てのご契約に含まれるもの	①災害死亡保障費率 ②新契約費率 ③維持費率
死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合に含まれるもの	④死亡時円建支払額最低保証費率 積立金額に対して通貨により下記のとおり。 ●米国ドル/年率 0.17% ●ユーロ/年率 0.21% ●豪ドル/年率 0.35%
円建年金原資額最低保証特約と死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合に含まれるもの	⑤円建最低保証費率 ^{※1}

② 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料円入金特約を付加した場合	為替交換手数料 ^{※2} ●0.5円 (全通貨共通) ※円入金用の当社所定の為替レート ^{※3} は、当社が指定する銀行のTTM(仲値) + 上記為替交換手数料(0.5円)となります。
円支払特約を付加した場合	為替交換手数料 ^{※2} ●米国ドル:0.01円 ※円支払用の当社所定の為替レート ^{※3} は、当社が指定する銀行のTTM(仲値) - 上記為替交換手数料(0.01円)となります。 ●ユーロ:0.02円 ※円支払用の当社所定の為替レート ^{※3} は、当社が指定する銀行のTTM(仲値) - 上記為替交換手数料(0.02円)となります。 ●豪ドル:0.03円 ※円支払用の当社所定の為替レート ^{※3} は、当社が指定する銀行のTTM(仲値) - 上記為替交換手数料(0.03円)となります。
年金・保険金等を外国通貨でお受け取りいただく場合	送金手数料および諸手数料 ご利用される金融機関により、送金手数料 ^{※4} や諸手数料 ^{※5} が必要な場合があります。
据置期間を再設定するときに通貨を変更される場合	当社所定の為替レート ^{※3} を用いて再設定後の通貨で基本保険金額を変更するための費用 この費用の額は、再設定時に当社が使用する各通貨を換算するレートの変動により変わることがありますので、一律に記載することができません。

③ 年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用

全てのご契約

受取年金額の1.0%※²

年金開始日以後、上記に該当する金額を年金支払日に積立金より控除します。

④ 解約(減額)の際にご負担いただく費用

据置期間に
解約(減額)される
場合

所定の解約控除率を積立金に乗じた金額(解約控除)

解約控除率は、据置期間に応じて設定されます。

詳細は、④契約概要(通貨指定型個人年金保険)の「⑤解約」をご確認ください。

- ※1 積立利率の設定時の経済環境等により、その都度、決定いたします。よって積立利率の設定のたびに変わる可能性がありますので、その数値や計算方法を一律に記載することができません。
- ※2 2019年11月現在。将来変更される可能性もあります。
- ※3 当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(2019年11月現在)。また、次の式により得られるレートを下回ることはあり

ません。再設定日における再指定前通貨のTTB(対顧客電信買相場)／再設定日における再指定後通貨のTTS(対顧客電信売相場)

- ※4 当社から契約者または受取人の口座に送金するための手数料です。金融機関によって手数料は異なります。
- ※5 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

注意喚起情報 【外貨建】

積立利率更改型一時払終身保険

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金、遺族年金、介護年金支払期間中にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。

① 保険関係費用

お払い込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、ご契約時に適用された積立利率で運用します。基本タイプの積立利率は、下表①～③を合計した保険関係費

用を差し引いた利率となります。積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプの積立利率から④を差し引いた利率となります。

全てのご契約に含まれるもの

- ①災害死亡保障費率
- ②新契約費率
- ③維持費率

積立金定期引出特約を付加した場合

- ④定期引出に要する率

② 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料円入金特約を付加した場合

為替交換手数料^{※1}

●0.5円

※当社所定の為替レート^{※2}は、当社が指定する銀行のTTM(仲値) + 上記為替交換手数料(0.5円)となります。

円支払特約・積立金定期引出特約・介護年金移行特約を付加した場合

為替交換手数料^{※1}

●米国ドル:0.01円

※当社所定の為替レート^{※2}は、当社が指定する銀行のTTM(仲値) - 上記為替交換手数料(0.01円)となります。

年金・保険金等を外国通貨でお受け取りいただく場合

送金手数料および諸手数料

ご利用される金融機関により、送金手数料^{※3}や諸手数料^{※4}が必要な場合があります。

③ 年金、遺族年金、介護年金支払期間中にご負担いただく費用

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)・介護年金移行特約および遺族年金特約を付加した場合

受取年金額の1.0%^{※1}

年金開始日以後、上記に該当する金額を年金支払日に積立金より控除します。

④ 解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から
経過10年未満で
解約(減額)
された場合

所定の解約控除率を積立金に乗じた金額(解約控除)
解約控除率は、経過年数に応じて設定されます。
詳細は、③契約概要(積立利率更改型一時払終身保険)の
「⑤解約」をご確認ください。

- ※1 2019年11月現在。将来変更される可能性もあります。
- ※2 当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(2019年11月現在)。
- ※3 当社から契約者または受取人の口座に送金するための手数料です。金融機関によって手数料は異なります。
- ※4 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

【契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)】

※代理店からご契約いただいたお客さま

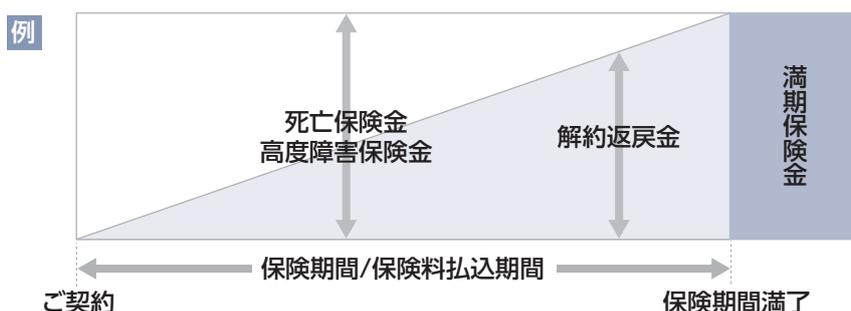
Ⅲ 「米国ドル建養老保険」「積立利率更改型一時払終身保険」「積立利率更改型一時払終身保険(23)」「通貨指定型個人年金保険」「豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)」の契約概要(商品の仕組みと特徴について)において損失リスクに関する文言(「損失が生じるおそれがあります」)が、法令等が定める場所(冒頭)に記載されていない。

2024年8月時点の状態を元にした記載

契約概要

主契約 米国ドル建養老保険

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、保険期間中には万一の保障を、保険期間満了時には満期保険金をお受け取りいただける生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、払い込む保険料や受け取る保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**
- 満期保険金額は死亡保険金額と同額となります。

※この保険には円換算払込特約(外貨建養老保険用)が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

※保険金のお支払は、一時支払と据置支払をお取り扱いします。また、年金特約(外貨建養老保険用)を付加することにより、年金支払をお取り扱いします。

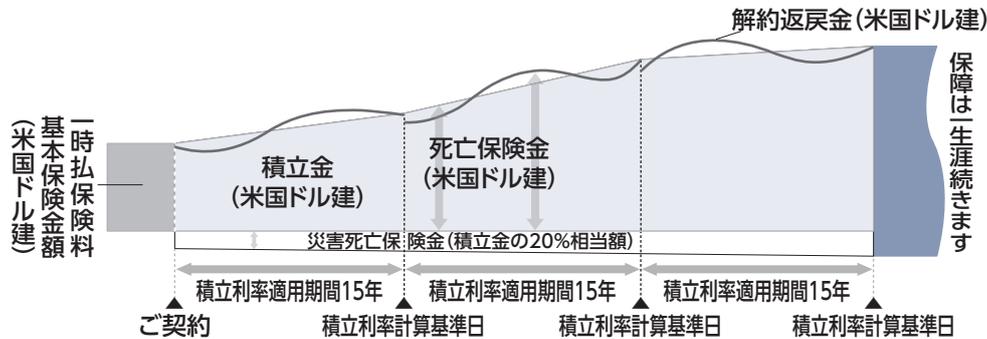
※ご契約時に年金特約(外貨建養老保険用)を付加し、確定年金の年金受取期間20年をご指定いただいております。年金支払期間および年金の種類の変更はジブラルタ生命所定の範囲内となります。

契約概要

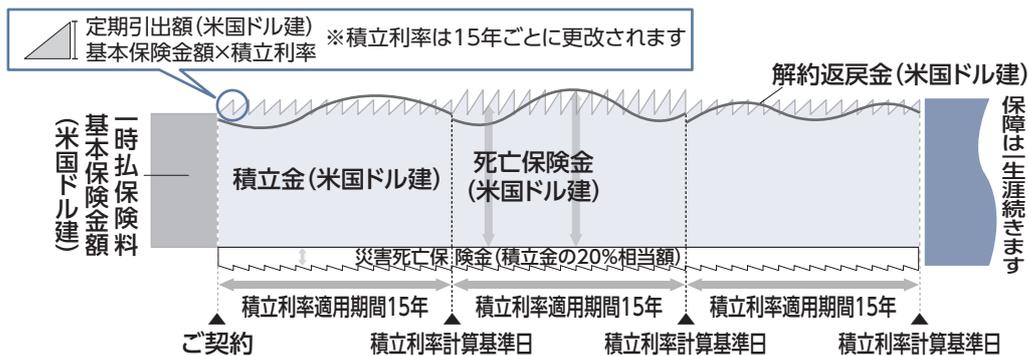
主契約 積立利率更改型一時払終身保険

1 商品の仕組みと特徴

例 基本タイプ=積立金定期引出特約が付加されていないタイプ(運用通貨が米国ドル、積立利率適用期間が15年の場合)



例 積立金定期引出タイプ=積立金定期引出特約が付加されているタイプ(運用通貨が米国ドル、積立利率適用期間が15年の場合)



- この商品は、ご契約時に保険料を一時払でお払い込みいただき、万一の保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
- 一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨(米国ドル・ユーロ・豪ドル・円)で行います。一時払保険料は、運用通貨が外貨の場合でも、円で払い込むことができます。また運用通貨が外貨の場合でも、死亡保険金、解約返戻金は、ご請求時にお申し出いただくことで円で受け取ることができます。
- この保険は運用通貨が外貨の場合、外貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(外貨)を円に換算した場合の金額が、お払い込みいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 積立金は、積立利率に応じて増加します。
- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。
- 積立利率は契約日(一時払保険料がジブラルタ生命に着金した日と告知日のいずれか遅い日)の利率を直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年または15年ごとの年単位の契約応当日)の前日まで適用します。その後、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されます。
- 積立利率は、所定の期間における各通貨の指標金利*の平均値に、最大1.0%を増減させた範囲内でジブラルタ生命が定めた利率から、保険関係費用を差し引いた利率とします。
- 積立利率は年0.05%が最低保証されます。

※指標金利

運用通貨	積立利率適用期間 10年	積立利率適用期間 15年
米国ドル	金利スワップレート 10年物 米国ドル-米国ドル買値	金利スワップレート 15年物 米国ドル-米国ドル買値
ユーロ	金利スワップレート 10年物、ユーロ-ユーロ買値	—
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り	—
円	残存期間10年の日本国債の流通利回り	残存期間15年の日本国債の流通利回り

<積立金定期引出特約を付加した場合>

- ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお受け取りいただけます。
 - 定期引出金は、毎年の定期引出日(契約日から1年ごとの年単位の契約応当日)に契約者にお支払いします。定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときは、定期引出額は、定期引出日の前日に属する積立利率適用期間における定期引出額となります。(このときの定期引出額は更改後の積立利率適用期間における定期引出額とはなりませんので、ご注意ください。)
 - 定期引出金の額(定期引出金額)は、積立利率適用期間ごとに、「基本保険金額×積立利率」の算式によって計算される金額とします。
 - 定期引出金が支払われた場合、支払直後の積立金額は支払前の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。
 - 定期引出金は、定期引出日におけるジブラルタ生命所定の為替レートを適用し、円でお受け取りいただけます。
 - 基本保険金額の減額が行われた場合、減額日の属する積立利率適用期間において減額日以後の定期引出額が再計算(減額)されます。
- ※積立利率は、積立金定期引出特約を付加しなかった場合の積立利率から、定期引出に要する率を差し引いた利率となります。積立利率は、年0.05%を下回ることがあります。
- この保険は、解約時に市場価格調整が行われます。また、契約日から経過10年未滿で解約する場合は、解約控除がかかります。このため、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由(概要)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき、死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。また、「遺族年金特約」を付加することで、一時金にかえて年金によりお受け取りいただけます。
災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故等により死亡されたとき、死亡日における積立金の20%相当額を災害死亡保険金として、死亡保険金とあわせて死亡保険金受取人にお支払いします。

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合、保障は消滅します。

3 解約 ※減額は「一部解約」となります

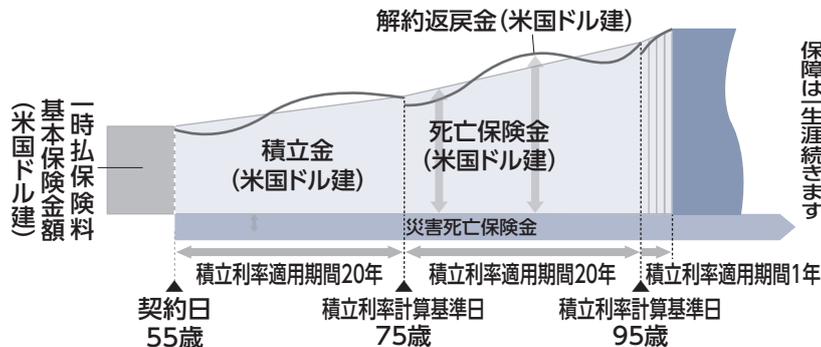
この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります(解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金額は減少します)。また、契約日から経過10年未滿で解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約概要

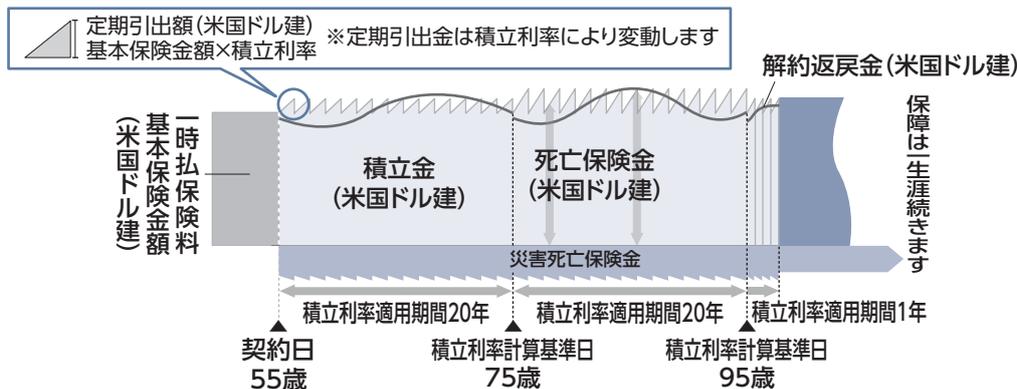
主契約 積立利率更改型一時払 終身保険(23)

1 商品のしくみと特徴

例 基本タイプ=積立金定期引出特約(23)が付加されていないタイプ(運用通貨が米国ドル、契約年齢が55歳の場合)



例 積立金定期引出タイプ=積立金定期引出特約(23)が付加されているタイプ(運用通貨が米国ドル、契約年齢が55歳の場合)



※このしくみ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額、定期引出額等を保証するものではありません。

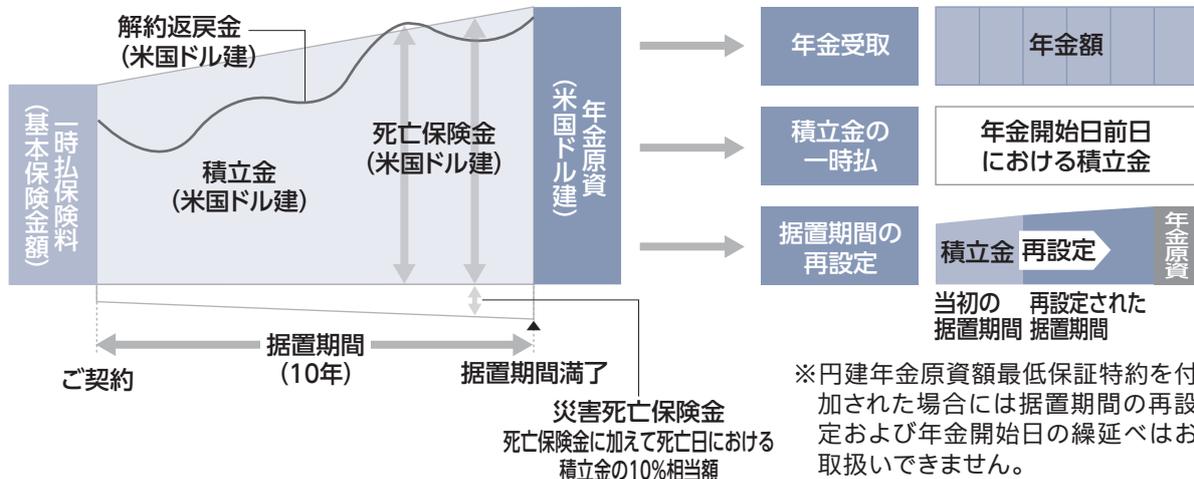
- この商品は、ご契約時に保険料を一時払でお払い込みいただき、万一の保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
- 運用通貨は米国ドル・豪ドルからジブラルタ生命の取り扱いの範囲内でご選択いただき、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨で行います。一時払保険料は、円で払い込むことができます(保険料円入金特約)。また死亡保険金、解約返戻金は、ご請求時にお申し出いただくことで円で受け取ることができます(円支払特約)。
- この保険は、外貨を円に換算するときには為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(外貨)を円に換算した場合の金額が、お払い込みいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、解約(減額)時に市場価格調整が行われます。また、契約日から経過10年未滿で解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。このため、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**
- 積立金は、積立利率^{*1}に応じて増加します。
- 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日(積立利率適用期間^{*2}満了の日の翌日)ごとに設定(更改)され、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用されます。積立利率は積立利率適用期間中、変更されることはありません。
- 積立利率は、所定の指標金利^{*3}に基づき毎月2回(1日と16日)設定されたものが適用されます。

契約概要

主契約 通貨指定型個人年金保険

1 商品の仕組みと特徴

例 指定通貨が米国ドルの場合



- この商品は、ご契約時に保険料を一時払でお支払いいただき、年金開始日以後に毎年一定額の年金をお受け取りいただける生命保険です。
- ※年金額は保険のご契約時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金開始日の前日末における積立金額および年金開始日における年金の種類、基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。なお、予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- 一時払保険料や年金、死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は、保険契約締結の際、契約者が指定した通貨（米国ドル・ユーロ・豪ドル・円）で行います。一時払保険料は、指定通貨が外貨の場合でも、円で払い込むことができます。また指定通貨が外貨の場合でも、年金、死亡一時金、保険金、解約返戻金または積立金は、ご請求時にお申し出いただくことで円で受け取ることができます。（年金、死亡一時金については、円支払特約により円でのお受け取りとなりますので、指定通貨でお受け取りを希望する場合は、年金開始日前日までにお申し出ください。）
- この保険は指定通貨が外貨の場合に、保険料を円で払い込む、または年金受取総額等を円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金受取総額等をお支払いいただいた通貨で換算した場合の金額がお支払いいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回（1日と16日）設定され、契約日時点の積立利率を据置期間の満了日まで適用します。
- ※積立利率は据置期間により異なります。
- 積立利率は、所定の期間における各指定通貨の指標金利※の平均値に、最大0.5%を増減させた範囲内でジブラルタ生命が定めた利率から、保険関係費用を差し引いた利率とします。
- 積立利率は年0.05%が最低保証されます。（円建年金原資額最低保証特約または死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合は、0.05%を下回ることがあります。）

※指標金利（据置期間10年の場合）

指定通貨	指標金利	
米国ドル	金利スワップレート10年物	米国ドル - 米国ドル買値
ユーロ	金利スワップレート10年物	ユーロ - ユーロ買値
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り	
円	残存期間10年の日本国債の流通利回り	

※指標金利は指定通貨および据置期間によって異なります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- この保険は、解約時に市場価格調整が行われます。また、据置期間中に解約される場合は、解約控除がかかります。このため、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

契約概要 [豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)]

この「契約概要(豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付))」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、引受条件(保険金額等)等お客様の申込内容については、申込書(控)等をお渡しいたしますのでご確認をお願いいたします。

1 商品の仕組みと特徴について

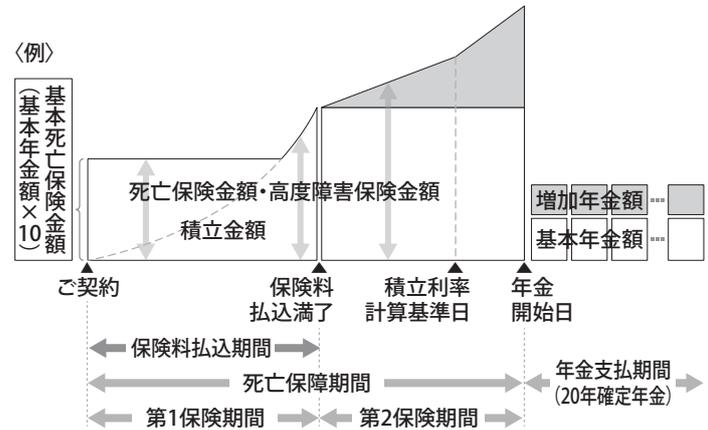
■ 保険商品の名称：

豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率市場連動期間付)

- この商品は、第1保険期間中に保険料のお払込みを行い、第2保険期間中には積立金に市場金利に基づく利率を適用して積立て、年金開始日以後は年金を支払う仕組みの生命保険です。年金額はご契約時に定めた基本年金額と第2保険期間中の運用実績に応じた増加年金額を合算した金額となります。

※増加年金額は、年金開始日における基礎率等に基づいて計算されるため、ご契約時点で定まるものではありません。

- ご契約後、年金開始日の前日までの期間(死亡保障期間)に死亡されたり、高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
- 第2保険期間開始日または積立利率計算基準日に、積立利率適用期間に応じた積立利率がそれぞれ設定されます。積立利率は原則10年ごとに更改され、適用された積立利率は、それぞれの積立利率適用期間中変更されることはありません。
※積立利率はジブラルタ生命所定の指標に基づき毎月2回(1日と16日)設定されます。
- 保険料や保険金などが豪ドル建てとなっているため、払込む保険料や受取る保険金などの円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
※この保険は円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払込みになります。
- ご契約締結後、以降の保険料を前納することができます。(前納保険料は「豪ドル」でのお払込みも可能です。)この場合、原則、残りの払込期間に対応する保険料を全て前納する場合のみのお取扱いとなります。また、ご契約から一定期間は前納のお取扱いができません場合があります。
- この保険は、契約日から10年以内に解約(減額)した場合、解約控除がかかります。また、第2保険期間中に解約(減額)した場合、市場価格調整が行われ、**損失が生じるおそれがあります。**



2 主な保障内容について

	給付名称	お支払事由
死亡保障期間 (第1保険期間・ 第2保険期間*1・ 繰延べ期間*2)	死亡保険金*3	被保険者が死亡保障期間中に死亡されたとき
	高度障害保険金*3	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、死亡保障期間中に所定の高度障害状態になられたとき
年金支払期間	年金*4・5	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき
	死亡一時金*3	被保険者が、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき

※1.ジブラルタ生命所定の期間および被保険者年齢の範囲内で、ジブラルタ生命の承諾を得て、年単位で年金開始日の繰上げおよび繰下げをすることができます。第2保険期間開始日から繰上げ後・繰下げ後の新たな年金開始日までの期間が、新たな第2保険期間となります。

※2.年金開始日前、かつ、1回に限り、年金開始日の翌日から1年を限度として、ジブラルタ生命所定の期間および年齢の範囲内で年金開始日の繰延べを行うことができます(お申し込み時の繰延べ期間のご指定はできません)。

※3.お支払事由に該当し、保険金または死亡一時金が支払われた場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。)

※4.年金種類は20年確定年金です。

※5.年金額がジブラルタ生命所定の上限金額を超えるときは、これを超える年金額に対応する積立金額をご契約者に一時金でお支払いします。

● 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

● 高額割引制度について

ご契約(主契約)の基本年金額が6,000豪ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

【契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)】

※代理店からご契約いただいたお客さま

為替リスクに関する説明文およびMVA(市場価格調整)を利用した商品のリスクに関して、冒頭部分同様に契約概要全般において12ポイント以上で記載する対応を行う。

■米国ドル建終身保険

■どるフィン

■米国ドル建リタイアメント・インカム

2024年8月時点の状態を元にした記載

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みや受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「**注意喚起情報(38～39)**」をご確認ください。

■米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)

■米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)

■米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)

2024年8月時点の状態を元にした記載

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みや受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「**注意喚起情報(40～42)**」をご確認ください。

■米国ドル建軽度介護保障付終身保険

■米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)

2024年8月時点の状態を元にした記載

ご契約にかかる費用

ご契約には、米国ドル建軽度介護保障付終身保険の場合、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の場合、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みや受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、米国ドル建軽度介護保障付終身保険は「**注意喚起情報(38～39)**」、米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)は「**注意喚起情報(40～42)**」をご確認ください。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「解約(基本保険金額の減額)または払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険への変更の際にご負担いただく費用」「積立金の移転(スイッチング)の際にご負担いただく費用」「特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用(運用関係費用)」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。

**投資リスク**

株価や債券価格の下落、為替変動等により解約返戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、払込保険料の合計額を大幅に下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。この保険にかかる投資リスクは契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「**注意喚起情報(47～48)**」をご確認ください。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金・遺族年金・介護年金支払中にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。

**為替リスク**

この保険は、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

解約(減額)時の市場価格調整について

この保険は市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減することがあります。市場価格調整とは解約返戻金等の受け取りの際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映されるしくみのことです。

詳細については、「**注意喚起情報(45・46)**」をご確認ください。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金・遺族年金支払中にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。

**為替リスク**

この保険は指定通貨が外貨の場合に、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

解約時の市場価格調整について

この保険は市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。市場価格調整とは解約返戻金等の受け取りの際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映される仕組みのことです。

詳細については、「**注意喚起情報(P10・P11)**」をご確認ください。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取扱いによりご負担いただく費用」「年金・遺族年金・介護年金支払中にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。

為替リスク

この保険は運用通貨が外貨の場合に、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

解約時の市場価格調整について

この保険は市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。市場価格調整とは解約返戻金等の受け取りの際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映される仕組みのことです。

詳細については、「**注意喚起情報(P12・P13)**」をご確認ください。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「保険金を年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。

**為替リスク**

お払い込みや受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「**注意喚起情報(43～44)**」をご確認ください。